

2007年JMRC中国ジュニアシリーズジムカーナ統一規則

<公示>

本シリーズの競技会は、社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則とその付則、スピード行事競技開催規定、本統一規則および各競技会特別規則に従って開催する。

第1条 シリーズの名称

2007年JMRC中国ジュニアシリーズジムカーナ
2007年JMRCオールスター選抜

第2条 競技会の格式

特別規則にて明記する。

第3条 競技会の種目

ジムカーナ

第4条 開催日およびオーガナイザー

	開催日	会場	オーガナイザー
第1戦	3月18日	タカタ	CCN/C. MAKE
第2戦	4月15日	TAMADA	HINODE. C
第3戦	5月20日	備北	CMSC島根
第4戦	7月15日	TAMADA	DELBILLY
第5戦	8月26日	TAMADA	SPIRIT
第6戦	9月23日	タカタ	MCCS
第7戦	10月14日	TAMADA	FULLHOUSE

第5条 開催場所

第1戦・第6戦

TSタカタサーキット

広島県安芸高田市高宮町原田 1378-3 0826 (59) 0055

第2戦・第4戦・第5戦・第7戦

スポーツランドTAMADA

広島県広島市安佐北区大林町 2137-2 082 (818) 7198

第3戦

備北サーキット

岡山県新見市豊佐伏宇焼見堂 0867 (74) 2918

第6条 大会役員および競技会役員

別途各競技会ごとに特別規則に記載する。

第7条 競技タイムスケジュール

タイムスケジュールは、各競技会ごとに特別規則に記載し、公式通知にて公示する。

第8条 公式通知

本統一規則に記載していない競技運営に関する実施細則、および参加者に対する指示事項は公式通知によって示す。

第9条 参加資格（参加者および競技運転者）

①公認クラス、シードクラス（賞典外）

- 参加者は、当該年有効なJAF発給の国内競技参加者許可証所持者でなければならない。但し、国内競技運転者許可証所持者は国内競技参加者をかねることできる。
- 各地域JMRC共済加入者であること（当日加入者も含む）。
- シード選手はシードクラスにのみ参加できる。シード選手とはJAF地方選手権およびJMRCチャンピオンシリーズ該当戦において2006年度各シリーズ成績が3位以上の者、2006年度のJAF全日本ジムカーナ選手権年間表彰者（1～6位）、およびオーガナイザーが認めた者（全日本選手権のみ出場など）である。

②ラジアルクラス（クローズドクラス）

- 有効な自動車運転免許証を所持していること。
- ラジアルクラスへの参加は、その競技会のオーガナイザー所属員とみなされる者のみエントリーすることができる。

③賞典外クラス

- 有効な自動車運転免許証を所持していること。
- 国際競技運転者許可証所持者は賞典外クラスのみに参加できる。

※競技運転者は、本人に対する1,000万円以上の保険に加入することを義務付ける。ただし、JMRC共済をこれに代えることができる。

※満20歳未満のドライバーは、参加申込に際し親権者の承諾を得ること（参加申込書の誓約書欄に親権者の署名が必要）。

第10条 参加制限

- 1回の競技会では、同一選手は車両1台1クラスしか参加できない。シリーズ途中での車両、クラスの変更は自由である。
- 重複エントリーは同一車両において4名までとする。
- 参加台数は全クラスを通じて160台までとする。参加申し込みが定員を大幅に超えた場合は、過去の成績等を参考にしてオーガナイザーにて選考される。

第11条 参加車両

本シリーズ競技会に参加を許可する車両は、2007年JAF国内競技車両規則記載の下記車両である。

- 公認クラスの参加車両は2007年JAF国内競技車両規則第3編シード車両規定の定めるN車両、SA車両とする

- ラジアルクラスの参加車両は、国土交通省登録ナンバー付保安基準適合車とする。

※シードクラス・賞典外クラスはこの限りではない

- ラジアルクラスのSタイヤ使用は禁止する。「Sタイヤ」は以下のように定義する。

- ブリヂストン：520S, 540S, 55S
- ダンロップ：93J, 98J, 01J, 02G, 03G
- ヨコハマ：021, 032, 038, 039, 048
- トーヨー：FM9R, 08R, 881, 888

「エイボン他の海外メーカー製のSタイプタイヤ」、その他上記に類似するタイヤも「Sタイヤ」とする。

- オープンボディの車両（オープンカー、Tバールーフ、キャンバストップ）には4点式以上のロールバーの装着を義務づける。

第12条 競技区分

①公認クラス

- AN-1 気筒容積1500cc以下のN, SA車両
- AN-2 気筒容積1500ccを超える2輪駆動のN, SA車両
- AN-3 気筒容積1500ccを超える4輪駆動のN, SA車両

②ラジアルクラス（クローズドクラス）（Sタイヤは禁止）

- R-1 気筒容積1500cc以下の車両
- R-2 気筒容積1500ccを超える2輪駆動の車両
- R-3 気筒容積1500ccを超える4輪駆動の車両
- R&R ローターエンジン搭載車およびマツダ（ユーノス）ロードスター

- AT 気筒容積、駆動区分なしのATの車両

③シードクラス（賞典外）

気筒容積、駆動区分なしのN, SA, SC, D車両

④賞典外クラス

オーガナイザー設定クラス

（CDクラス・チャレンジクラス・軽カークラスなど）

なお、オーガナイザー設定クラスは、各オーガナイザーごとに独自に設定される。

※すべてのクラスにおいて過給器付車両は、もとの気筒容積に係数1.7を乗じた値に相当するクラスの車両として扱う。また、ロータリーエンジン車の係数は1.0とする。

第13条 参加料

- 公認クラス 1名10000円
- ラジアルクラス 1名8000円※
（JMRC中国会員は6000円※）
- シードクラス 1名6000円
- 賞典外クラス 1名5000円

※競技会場の入場料は別途参加者の負担とする。

※ラジアルクラスの参加料8000円のうち10000円はJMRC中国共済（上限200万）への加入金とする。

※JMRC中国会員とは、JAF発給の国内競技運転者許可証を所持し、クラブまたはチーム登録を行いJMRC中国共済に加入したものとす。

第14条 参加申し込み

- 各競技会ごとの締め切り日までに必着で、参加申込書に参加料を添えて、持参又は現金書留にて郵送のこと。
- 参加申込書にはJMRC中国共通参加申込書を使用し、必要事項（参加クラス等）を漏れなく記入し申し込むこと。
- 当日エントリーおよび電話、FAXでの申し込みは一切受け付けない。

第15条 参加受理と参加拒否

- 参加受理の通知は行わない。参加申込書発送の証明は受理の証明として認めない。
- 参加受理後の参加料は、本統一規則第29条により競技会が延期または中止の場合には返金する。但し、天災地変の場合はこの限りではない。
- オーガナイザーは参加申込者に対して、理由を示すことなく、参加拒否又は賞典外での出走指示を行う権限を有する。
- 参加拒否された申込者には事務経費1000円を差し引いた参加料を返金する。
- 締め切り日以降の申込、参加申込書の記入漏れ等は参加を拒否する場合がある。

第16条 参加者の遵守事項

- 参加者は本人およびその関係者が当シリーズへの参加にかかわる全ての規則を遵守する責任を有する。
- 参加者は当該競技会期間中、自己の参加車両が車両規則および安全規定に適合していることを立証できるようにしておくこと。
- 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取等を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 参加者およびその関係者は明朗かつ公正に行動し、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。

- ⑤ ドライバーは、競技スタート8時間前より競技終了迄、神経作用に影響を及ぼす薬物を使用したり、飲酒をしてはならない。
- ⑥ 参加者およびその関係者はオーガナイザーや大会後援者、競技会役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ⑦ ドライバーは競技中に、ヘルメット、指先まで完全に覆う手袋、レーシングスーツを着用すること（ラジアルクラスでもレーシングスーツがのぞましいが、長袖、長ズボン等全身を覆うものを着用すること）。
- ⑧ 競技走行中以外の競技会場内での車両の移動は最徐行とし、ウォームアップラン、ブレーキテストなどを禁止する。
- ⑨ ジャッキアップ中にエンジンを開始する場合は、リジッドラック（通称ウマ）を用い、ドライバーまたはメカニックがすぐにブレーキが踏める状態で運転席に乗車すること。それ以外のジャッキアップ中のエンジン始動は禁止する。

第17条 公式車両検査

- ① すべての参加車両は公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査を受けない車両又は公式車両検査に不合格の車両は競技会審査委員会の裁定をもって競技に参加できない場合がある。
- ② 技術委員長は、車両の改造や安全性等について不適当と判断した箇所の修正を命ずることができる。修正を命じられた車両は修正の後、再度車検を受けなければならない。
- ③ 公式車両検査で不合格と判定され出場出来なかった車両の参加料は返金しない。
- ④ ドライバーが競技中に携行もしくは着用しなければならないものとして、公式車両検査の際技術委員によって点検を受けるものは次の通りである。
 - ・当該年度有効なJAF国内競技運転者許可証（健康管理カードを含む）（ラジアルクラスおよび賞典外クラスは除く）
 - ・有効な自動車運転免許証
 - ・車両検査証（ナンバーを有する車両）および改造車検を取得した車両はその関係書類
 - ・JAF国内競技車両規則第4編付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に従ったヘルメット等の安全装備
- ⑤ ゼッケンはオーガナイザーによって指定されたものを使用する。ゼッケン番号は過去の成績等を考慮し、競技会組織委員会によって決定される。JMRC中国ジムカーナ部会よりシードゼッケンを認可されている者はそれを使用する。
- ⑥ 参加者は技術委員の求めがあれば自己の参加車両が車両規則に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を自らが提示し証明しなければならない。
- ⑦ 競技車両は、公式車両検査終了から正式競技結果発表までの間は指定駐車待機場所まで車両保管されているものとする（コース走行中または走行のための移動を除く）。
- ⑧ バドック待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）等の軽微な作業を除き調整、変更、交換作業を行う場合は事前に技術委員長の許可を得ること。

第18条 車両変更およびドライバー変更

参加車両の変更は、公式車両検査終了時間までに車両変更申請書等の必要書類を提出し、競技会審査委員会の承認を得ることを条件に、同一クラス内においてのみ認める。但し、ドライバーの変更は認めない。

第19条 コースの慣熟

コースの慣熟は原則として徒歩にて行う（慣熟走行を行う場合もある）コース図は公式通知にて公示する。

第20条 開会式およびドライバーズブリーフィング

- ① 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催する。
- ② ドライバーは開会式およびドライバーズブリーフィングに開始から終了まで出席していなければならない。

第21条 競技方法

- ① 出走は原則としてゼッケン順に行う。
- ② ドライバーは自車スタート5分前までに出走可能な状態で待機位置に待機すること。
- ③ スタートはフライングスタートとし、スタート合図によりすみやかに発進すること。
- ④ スタート合図後すみやかにスタートしない場合は非発走車両とみなし当該ヒートから除外する場合がある。
- ⑤ 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。
- ⑥ コース上の指定パイロンに対し、移動又は転倒と判断した場合、1件につき5秒を当該ヒートの走行タイムに加算する。
- ⑦ 脱輪は1輪につき1回5秒を当該ヒートの走行タイムに加算する。なお、4輪が同時に脱輪した場合、当該ヒートを無効とする。
- ⑧ ミスコース、ショートカットをコース委員が判定した場合、当該ヒートを無効とする。
- ⑨ 競技中は運転席側の窓ガラスおよびサンルーフ、ルーフベンチレータ等は必ず閉めて走行しなければならない。開けたまま走行した場合、当該ヒートを無効とする場合がある。
- ⑩ 走行中に他の援助を受けた場合、当該ヒートを無効とする。

- ⑪ 前走車トラブル等による再出走はオフィシャルの指示に従って再出走すること。
- ⑫ 競技車両がフィニッシュラインを通過して、競技車両に対してチェック旗が振られた時点で競技が終了する。
- ⑬ ゴール後は減速レーン内で最徐行にて移動しなければならない。指定場所にて一旦停止すること。無視した場合はペナルティの対象となる。
- ⑭ スタート後3分以内にゴールしない車両は当該ヒートを無効とする。
- ⑮ 競技会の途中で競技を棄権する場合、またそれ以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第22条 信号合図

競技中コース委員より示される信号合図は以下の通り。

- スタート旗（またはスタートソング）： スタート
- 黄旗： パイロン移動・パイロン転倒・脱輪
- 黒旗： ミスコース・ショートカット・4輪脱輪
- 赤旗： 危険あり直ちに停止せよ
- 緑旗： コースクリア
- フェッカー旗： ゴール合図

第23条 計時および順位認定

- ① 計時は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時点から開始し、最終のコントロールラインを横切った時点で終了する。
- ② 計時は自動計測装置で行い、万が一自動計測装置に計測不能等が発生した場合に限り2個以上のストップウォッチを使用し1/100秒まで計測してその平均値とする。
- ③ 1名につき2回の走行を行い、ベストタイムを以て成績とする。但し本統一規則第29条が適用された場合はこの限りではない。
- ④ ベストタイムが同じ場合の順位は、セカンドタイムの良好なもの、次に排気量の小さい順、更に同じ場合には競技会審査委員会の決定による。
- ⑤ 審判員の判定および計測装置に対する抗議は受け付けない。

第24条 競技会の成立

各クラス1台の出走をもって成立とする。

第25条 抗議権

- ① 参加者は自分が不当に処遇されていると判断したとき、これに対し抗議する権利を有する。但し、本統一規則に規定された参加拒否または競技会審査委員会の判定に対する抗議は受け付けられない。
- ② 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記して、一件につき抗議料20300円を添えて競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。

第26条 抗議制限

- ① 参加車両または参加者、ドライバーの参加資格に対する抗議は、公式車両検査終了後15分以内に行わなければならない。
- ② 技術委員長の決定に対する抗議は、決定直後に行わなければならない。
- ③ 競技中の不正行為に対する抗議は、抗議対象者クラスのトライ終了後30分以内に行わなければならない。
- ④ 成績に対する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。

第27条 抗議の裁定

- ① 競技会審査委員会の裁定結果は関係当事者のみ口頭で通知される。
- ② 抗議料は抗議が成立した場合のみ抗議提出者に返金される。
- ③ 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者の負担とする。金額は技術委員長によって算定される。
- ④ 参加者は競技会審査委員会より宣告された罰則または裁定に不服の場合は1時間以内にJAFに控訴できる。

第28条 損害の補償

- ① 参加者は競技中の事故等により第三者に損害を与えた場合、各自が自己の責任に於いて一切を解決しなければならない。
- ② JAF、オーガナイザー、大会役員は競技運営に全力を尽くすことは勿論であるが、参加者自身あるいは参加者が他に及ぼした、いかなる損害に対しても一切の補償責任は負わない。

第29条 競技会の延期、中止または短縮

保安上または不可抗力による特別の事情があるときは、競技会審査委員会の決定において競技会の延期、中止または走行距離、回数の短縮を行うことができる。

第30条 罰則

本統一規則に関する罰則および本統一規則に定めていない罰則選択については、競技会審査委員会によって決定される。

第31条 規則等の解釈

本統一規則および本シリーズ競技会に関する諸規則や公式通知の解釈について疑事がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は競技会審査委員会の解釈または決定を最終とし、関係当事者に口頭で通知される。

第32条 賞典

- ① 各競技会ごとの賞典（シードクラス・賞典外クラスは除く）
 - ・各クラス 1位～3位 JAFメダル（ラジアルクラスは除く）

トロフィーまたは賞状・副賞

・各クラス 4位～6位 トロフィーまたは賞状・副賞

各競技会の問い合わせ先

但し、参加台数により変更することがある。

- ② シリーズ表彰（シードクラス・賞典外クラスは除く）
各競技会ごとの上位入賞者にポイントを与え、シリーズ有効ポイントにてシリーズの表彰を行う。公認クラスにおいては、当該参加者およびドライバーが各地域JMRC加入クラブのクラブ員の場合にのみポイントを与える。各競技会ごとで与えられるポイントは以下の通り。

1位 20P 2位 15P 3位 12P 4位 10P 5位 8P
6位 6P 7位 4P 8位 3P 9位 2P 10位 1P

有効ポイントの計算は以下の通りとする。

- ・全7戦中高ポイント順に6戦の合計を有効ポイントとする。
- ・2008年度より、各クラスのシリーズ上位入賞者は、下記のポイントを手ハンディキャップとして次年度のシリーズポイントに加算する。
1位 -20P 2位 -15P 3位 -12P

シリーズ表彰範囲は各クラス1～6位までとする。但し各クラスの総参加台数により変更することがある。

- ③ 10月7日時点で公認クラスの各クラスのシリーズ1位に相当する者（6戦中高ポイント順に5戦を有効ポイントとして計算）にはJMRC全国オールスタージムカーナに出場する権利が与えられる。また公認クラスの各クラスのシリーズ上位の者にはJMRC西日本ジムカーナフェスティバルに出場する権利が与えられる。
- ④ 公認クラスの各クラスのシリーズチャンピオンを、JMRC中国表彰式に招待する

<第1戦>カークラブ錦(CCN) /
カーメイクレーシングクラブ(C.MAKE)
〒739-1733 広島市安佐北区口田南7-7-21
カーメイク内
中村 晴久 TEL 082(842)7666
FAX 082(843)0644

<第2戦>ヒノデクラブ (HINODE.C)
〒732-0044 広島市東区矢賀新町 2-3-30
ブオーノプラス内
野村真嗣 TEL 082(283)8661
FAX 082(283)5558

<第3戦>コルトモータースポーツクラブ島根(CMSC 島根)
〒690-0017 松江市西津田 2-11-38
島根三菱自動車販売(株)内
国谷 益雄 TEL 0852(26)1630
FAX 0852(26)1631

<第4戦>デルトビリーズ (DELBILLIY)
〒731-0124 広島市安佐南区大町東 3-8-50-101
デルトリ事務局 正岡 雅子 TEL 082(870)8844
FAX 082(870)8844

<第5戦>スピリットオブマツダ (SPIRIT)
〒732-0021 広島市東区中山新町 3-10-35
SPIRIT 事務局 片岡一司 TEL 082(280)2190
FAX 082(280)2190

<第6戦>みよしカークラブof山陽 (MCCS)
〒755-0025 宇部市野中4-5-2
オートサロンみよし内
三好瑛二 TEL 0836(31)4741
FAX 0836(31)3360

<第7戦>チームフルハウス (FULLHOUSE)
〒731-0123 広島市安佐南区古市 1-41-18
自動車トーマス内
松村 正吾 TEL 082(877)6773
FAX 082(877)6773

※参加申込場所は各競技会ごとの特別規則による。

シリーズ事務局

JMRC中国ジムカーナ部会

上程 恒夫(FULLHOUSE)
TEL&FAX 082(874)6761
E-mail don1961donchan@ybb.ne.jp

- ・JMRC中国広島支部ジムカーナ部会
片岡 一司 (SPIRIT)
TEL&FAX 082(280)2190
E-mail kataoka@hicat.ne.jp
- ・JMRC中国山口支部ジムカーナ部会
吉松 敏彦 (BDC)
TEL 083(987)2015 FAX 083(987)3256
E-mail toshi-y@c-able.ne.jp
- ・JMRC中国山陰支部ジムカーナ部会
川田 泰伯
TEL 0859(45)0814
E-mail kawanokawasan@yahoo.co.jp

後援 J A F 中国地域クラブ協議会

J A F 中国地域クラブ協議会・岡福支部
J A F 中国地域クラブ協議会・山陰支部
J A F 中国地域クラブ協議会・広島支部
J A F 中国地域クラブ協議会・山口支部